

委員会発議案第2号

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり，会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成28年9月29日

鈴鹿市議会議長
後藤光雄様

提出者
地域福祉委員会
委員長 中西大輔

(提案理由)

国に対し，介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を要請するため。

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書

平成27年6月30日、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣議決定された。この方針には、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれ、財政制度等審議会の財政制度分科会においては、軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担する制度への切替えが提案されている。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスを提供することにより、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則として自己負担することになれば、手すり、歩行器等の利用が減ることにより、転倒、骨折などが発生しやすくなり、介護度の重度化を招く恐れもあり、訪問介護等の人的サービスの利用が増大することになりかねない。このことは、保険給付の抑制という目的に反して、かえって保険給付の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかけることにもなりかねない。

以上の理由から、本市議会は、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用については、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

鈴鹿市議会議長 後藤光雄